

第5章 流山市における文化財の保存・活用に関わる現状

1 文化財の保存に関わる現状

(1) 文化財保存

無形の民俗文化財の保存・継承を図るために、市指定無形民俗文化財の地域行事に対して、補助金を交付しています。その他、指定文化財、未指定文化財の管理や無形の民俗文化財の地域行事は、所有者・団体に委ねている状況です。

(2) 文化財の修理

指定文化財・国登録有形文化財には、修理への補助金を市の文化財保護に関する条例・規則で定めています。これまで、平成22年(2010)の旧長福寺愛染明王像の仏像修理をはじめ、寺田園旧店舗、富士塚、新川屋呉服店、笹屋土蔵の修理を行っています。補助金の上限が100万円のため、所有者の自己負担が大きい現状にあります。

(3) 防災・防犯体制

流山市では、流山市地域防災計画を策定しています。災害応急対策計画では、指定文化財に対して、被害が生じた際には、教育委員会への連絡、所有者には被害状況の確認、関係機関と協力して二次被害の防止措置を実施することが位置づけられています。

(4) 収蔵保管施設

ア 博物館

古文書等の歴史資料や民俗資料は、博物館内にある2つの収蔵施設で保存・管理しています。博物館は開館以来45年を経過し、これまでに収集された資料により収蔵施設は満杯の状況で、新規の受け入れが難しい状況です。また施設の老朽化に伴い、展示・収蔵施設は雨漏りや温湿度管理にも問題が発生しています。

イ 埋蔵文化財収蔵施設

埋蔵文化財発掘調査での土器などの出土遺物量は、千葉県内でも5番目に多く、約12,000箱を数えています。出土量の増加に対応して、これまで市内8か所に収蔵場所を整備してきました。しかしながら、収容能力はすでに限界となり、収容施設の確保が課題となりました。この課題を解決するため、令和4年度に市内鰯ヶ崎にある東洋学園大学旧校舎を収蔵施設として活用することが決定し、令和5年度から出土品の整理作業を行う整理室

及び収蔵施設の統合を進めています。

2 文化財の活用に関わる現状

(1) 博物館活動

博物館は、昭和 53 年（1978）に開館し、市の歴史と民俗を学ぶ場となっています。これまで年 1～3 回の企画展をはじめ、小中学生を対象にした子ども教室と、一般を対象にした寺子屋講座を毎月開催しています。市史編さん事業では古文書講座を開催しています。また、団体見学での館内の展示解説も実施しています。

(2) 埋蔵文化財

発掘調査では、これまで現地説明会や調査成果の展示会、千葉県北西部地区文化財発表会等を行っています。

(3) 文化財

流山市の史跡である「小林一茶寄寓の地」は、江戸時代後期（安政年間）に建築された建物を中心に修理・復元し、一茶双樹記念館として整備し、平成 7 年（1995）に開館しました。記念館には、みりん醸造と小林一茶に関する資料が展示されています。

国登録・県指定・市指定になった文化財については、現地に説明看板を設置して、文化財の周知に取り組んでいます。

(4) 小・中学校との連携

小学校 3・4 年生で学ぶ「昔の暮らし」、6 年生で学ぶ「歴史」の授業にあわせて、博物館の団体見学や考古学出前授業を行っています。



指定文化財説明看板



小学校の遺跡見学会

（５） 情報発信

博物館のホームページには、企画展開催、各種講座案内、発掘調査情報などを掲載しています。ページではアクセスカウントを行っていないため、実際にどれくらいの人々に閲覧されているかは不明な状況です。近年 Facebook・X（旧 Twitter）・Instagramでの情報発信をはじめました。

また、令和４年度から博物館だよりを年２回刊行しています。

（６） 市民との連携

流山本町・利根運河を中心として、NP0 法人流山史跡ガイドの会や新選組流山隊が、この地域を訪れる人々に対しての史跡ガイドを行っています。

流山市立博物館友の会は博物館の開館と同時に発足した団体です。これまで会独自で流山市をはじめ周辺市町の歴史・文化・芸術などの研究を行っており、その成果として会報「におどり」や「東葛流山研究」を刊行しています。また、博物館とこれまで２回の協働企画展を開催しています。

このほか、流山歴史文化研究会は、小林一茶に関わる研究や講演会、流山新選組は、流山で捕縛された近藤勇を中心とした新選組の研究・展示会を開催しています。

また、神社の祭礼やおびしや行事は、各地域で形を少しずつ変えながらも存続しています。



流山市立博物館友の会が刊行する東葛流山研究



NP0 法人流山史跡ガイドの会による史跡案内

（７） 文化財と観光との連携

流山市の施策として、流山本町地区と利根運河地区を観光拠点として位置づけています。流山本町地区は、観光の目玉として古民家再生プロジェクトを立ち上げ、古い建造物の利

活用を図っています。これらの建造物の中で、5件の国登録有形文化財があり、うち4件は現在も店舗として営業しています。また市指定文化財44件のうちの4割がこの地区に集中しています。一方、利根運河地区では、令和4年に旧割烹新川屋本館が市指定文化財になっている唯一のものです。しかしながら、未指定の文化財や自然遺産も多く存在しており、自然散策や観光の有効活用を図っています。

流山市の観光施策を進めていく中で、昭和46年（1971）には流山市観光協会が設立され、市内の文化財や寺社などをめぐる100か所巡りなどの活動を実施しています。流山おおたかの森には、流山本町や利根運河の観光の発信地点として流山おおたかの森駅前観光情報センターがあります。国土交通省江戸川河川事務所運河出張所内には、利根運河交流館を設置し、利根運河の魅力発信の拠点となっています。

さらに官民一体となって、観光施策事業を進めていくために令和2年8月に株式会社流山ツーリズムデザインを設立し、流山本町を中心とした文化財を活かした観光施策事業を進めています。



100 か所巡り説明板



流山おおたかの森駅前観光情報センター

（8） 市内他部署・他自治体との連携

市役所内部での相互横断型の連携は十分とは言えない状況です。

周辺自治体との連携では、文化財所管課との情報交換や文化財発表会を実施している千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会や千葉県博物館協会での県内博物館との連携や東葛飾地区の博物館との情報交換を行っています。